

2019年8月29日
プラス少額短期保険株式会社

災害救助法が適用された地域のご契約者様へ

この度の災害により被害を受けられた皆様へ、心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

当社では、この度、災害救助法が適用された地域の被災契約者様のご契約につきまして、お申し出により、下記の特別取扱をいたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長
お申し出により、保険料の払込について猶予する期間を最長6か月まで延長いたします。
2. 保険金、貸付金等諸支払請求の簡易迅速なお支払い
お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

以上

◆本件に関するお問い合わせ
プラス少額短期保険株式会社 経理企画部
TEL : 03-5287-1070
FAX : 03-5272-0150

◆災害救助法の適用状況（令和元年 8 月 29 日 現在）

適用地域		法適用日
佐賀県	佐賀市（さがし）	2019年8月28日
	唐津市（からつし）	
	鳥栖市（とすし）	
	多久市（たくし）	
	伊万里市（いまりし）	
	武雄市（たけおし）	
	鹿島市（かしまし）	
	小城市（おぎし）	
	嬉野市（うれしのし）	
	神埼市（かんざきし）	
	神埼郡吉野ヶ里町（かんざきぐんよしのがりちょう）	
	三養基郡基山町（みやきぐんきやまちょう）	
	三養基郡上峰町（みやきぐんかみみねちょう）	
	三養基郡みやき町（みやきぐんみやきちょう）	
	東松浦郡玄海町（ひがしまつうらぐんげんかいちょう）	
	西松浦郡有田町（にしまつうらぐんありたちょう）	
	杵島郡大町町（きしまぐんおおまちちょう）	
	杵島郡江北町（きしまぐんこうほくまち）	
杵島郡白石町（きしまぐんしろいしちょう）		
藤津郡太良町（ふじつぐんたらちょう）		